20　年　月　日

依　　頼　　書

さがみ岡田特許商標事務所
弁理士　岡田　陽之介　殿

私は、さがみ岡田特許商標事務所の WEB サイトにて特許出願の中間手続サービスのご案内，サービスの流れ，料金，個人情報保護方針，その他の留意事項を確認しました。これらに同意し、特許出願の中間手続サービスを申し込みます。

依頼者	
氏名又は名称　［必須］	
代表者　※法人の場合	
住所又は居所　［必須］	

担当者	
氏名　［必須］	
住所又は居所　［必須］	
所属先名称	
部署名又は役職名	
電子メールアドレス　［必須］	
電話番号　［必須］	
ファクシミリ番号	
連絡方法	a．電子メール　b．電話　c．FAX　d．郵送

＊弊所から電子メールを送信する際の添付ファイルの暗号化をご希望の場合には、パスワードを指定してください。※英数字 4 文字以上

ご希望のパスワード：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

貴社整理番号：

A欄. 依頼内容
出願番号 ［必須］
特願 第_____－_____号
手続の種別 ［必須］
a. 拒絶理由通知に対する手続 b. その他の中間手続
中途受任 ※中途受任の場合は、必ず選択してください。
a. 本件の手続のみ b. 本件の手続＋出願代理人
ご依頼の内容 ［必須］ ※手続の内容を具体的に説明してください。
送付資料の有無 ［必須］
a. 無 b. 有（※B欄にも記入してください。）
自由記入欄

Ｂ欄．送付資料	
送付資料 1	
(1)資料名	
(2)説明	(3)送付方法
	ａ．電子ファイル ｂ．ＦＡＸ ｃ．郵送

送付資料 __	
(1)資料名	
(2)説明	(3)送付方法
	ａ．電子ファイル ｂ．ＦＡＸ ｃ．郵送

＊送付資料３以降については、上表をコピー＆ペーストして追加し、記入してください。

C欄. 出願人	
出願人 1 ［必須］	
(1)識別番号　※お持ちの方	
(2)氏名又は名称　［必須］	
(3)代表者　※法人の場合	
(4)住所又は居所　［必須］	
(5)国籍　［必須］	

＊出願人２以降については、上表をコピー＆ペーストして追加し、記入してください。

以上

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－切 り 取 り－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

留　意　事　項

＜中間手続をするにあたって＞

（料金）
・手続等の内容によって当事務所規定の料金が発生すること。

・料金は、原則として前受金で請求されること。

・請求書は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。

・料金は、支払期限までに指定の銀行口座に請求金額を振り込むこと。振込手数料は依頼者が負担すること。

・料金の支払後、手続を中止する場合は、返金されないこと。

（中間手続）
・拒絶理由通知を受けた場合は、拒絶理由通知書で指定された応答期間（原則６０日）内に、意見書、手続補正書等の手続をすることができること。応答期間内に手続をしなければ、拒絶をすべき旨の査定（以下、「拒絶査定」という。）となること。

・明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正は、拒絶理由通知を受けた場合を除き、特許査定の謄本の送達前であればすることができること。要約書についての補正は、原則として特許出願の日から１年３月以内であればすることができること。

・特許出願の分割は、少なくとも明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正ができる期間であればすることができること。

・国内優先権の主張は、特許出願の日から１年以内であればすることができること。国内優先権の主張の基礎とした先の出願は、その出願の日から１年３月後に取下げられたものとみなされること。

・その他の手続についてご不明な点については、当事務所の弁理士に問い合わせること。

（検討）
・中間手続サービス（拒絶理由通知に対する手続）の申し込みをしたときは、当事務所の弁理士が特許となる可能性があるか検討を行うこと。

・当事務所の弁理士による検討は、依頼書、その他の提出物件等をもとになされること。弁理士の検討結果と審査官による審査結果とは、異なることがあること。

・当事務所の弁理士による検討の結果は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。回答依頼には、回答期限までに速やかに応じること。

・当事務所の弁理士が検討をした結果、手続をしても特許となる可能性が極めて低いと判断した場合は、原則として手続をすることは勧めていないが、依頼者の求めにより、手続をすることがあること。

・当事務所の弁理士が検討をした結果、手続をしても特許となる可能性が極めて低いと判断した場合であっても、意見等を当事務所の弁理士に提示すれば、再度検討を行うことができること。

・当事務所の弁理士から証明書、説明資料等を求められた場合は、速やかに当事務所の弁理士に提出すること。提出できないときは、当事務所の弁理士に相談すること。

（出願審査請求料の追加料金）
・手続補正によりクレームの数が増加する場合は、増加したクレーム数に応じた出願審査請求料の追加料金がかかること。

（手続書類の原稿作成）
・料金の振込が確認された後、手続書類の作成が開始されること。

・当事務所の弁理士から証明書、説明資料等を求められた場合は、速やかに当事務所の弁理士に提出すること。提出できないときは、当事務所の弁理士に相談すること。

・原稿の確認依頼は、原稿が完成した時、又は訂正された時に、原則として当事務所の弁理士から電子メールで送付されること。確認依頼があった場合は、回答期限までに速やかに応じること。

・原稿を確認し、特許庁へ手続を開始してよい場合は、その旨を当事務所の弁理士に回答すること。

・原稿を訂正したい場合は、その箇所及び内容を当事務所の弁理士に回答すること。

・原稿の確認依頼に対して、特許庁への手続を開始してよい旨の回答をした場合は、特許庁への手続が開始されること。

＜手続後について＞

（拒絶査定不服審判）

・拒絶査定となった場合であっても、拒絶査定不服審判の請求をすれば、特許を受けることができることがあること。

・拒絶査定の謄本の送達があった場合は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで連絡されること。回答依頼には、回答期限までに速やかに応じること。

・拒絶査定の連絡があった場合であって、当事務所の弁理士による拒絶査定不服審判の請求の代理を希望するときは、当事務所の拒絶査定不服審判サービスを申し込むこと。その際、意見等があれば、当事務所の弁理士に回答すること。

・拒絶査定不服審判サービスの内容、料金等については、当事務所の WEB サイトも確認すること。

（その他）
・特許出願人についての変動（氏名・名称の表示変更、住所・居所の表示変更等）があった場合は、速やかに当事務所の弁理士に連絡するか、又は当事務所の中間手続サービス（その他の手続）を申し込むこと。

・依頼者の都合により、代理人の解任、複代理人の選任、代理人の変更をする場合は、速やかに当事務所の弁理士に連絡するか、又は当事務所の中間手続サービス（その他の手続）を申し込むこと。

＜特許査定後について＞

（特許権の設定の登録）
・特許をすべき旨の査定（以下、「特許査定」）の謄本の送達があった場合は、３０日以内に第１年から第３年分の特許料を納付しなければ、特許権の設定の登録はされないこと。

・特許査定の謄本の送達があった場合は、原則として当事務所の弁理士から電子メールで連絡されること。回答依頼には、回答期限までに速やかに応じること。

・特許査定の連絡があった場合であって、特許権の設定を希望するときは、当事務所の弁理士にその旨を回答し、支払期限までに指定の銀行口座に請求金額を支払うこと。

・支払期限までに支払うことができない場合であって、特許権の設定を希望するときは、当事務所の弁理士に相談すること。

・特許査定の連絡があった場合であって、特許権の設定を希望しないとき、その他要望があるときは、当事務所の弁理士にその旨を回答すること。

（特許出願の代理業務の終了）
・特許出願の代理業務は、特許権の設定の登録、又は拒絶査定の確定をもって終了すること。

＜その他＞

（特許権の存続期間）
・特許権の存続期間は、特許出願の日から２０年で満了するが、各年分の特許料は納付期限までに納付しなければならないこと。

・各年分の特許料を納付する場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の年金管理サービスを申し込むこと。

（特許異議申立）
・特許がされても特許掲載公報の発行の日から６月以内は、特許異議申立がされることがあること。

・特許異議申立があった場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の特許異議申立サービスを申し込むこと。

・特許異議申立サービスの内容、料金等については、当事務所の WEB サイトも確認すること。

（特許無効審判）
・特許がされても無効理由に該当する場合は、特許無効審判を請求されることがあること。

・特許がされても後発的に無効理由に該当するものとなった場合は、特許無効審判を請求されることがあること。

・特許無効審判の請求があった場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の特許無効審判サービスを申し込むこと。

・特許無効審判サービスの内容、料金等については、当事務所の WEB サイトも確認すること。

（その他）
・特許権者についての変動（氏名・名称の表示変更、住所・居所の表示変更等）があった場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の申請/届出サービスを申し込むこと。

・依頼者の都合により、代理人の解任、複代理人の選任、代理人の変更をする場合であって、当事務所の弁理士による代理手続を希望するときは、当事務所の申請/届出サービスを申し込むこと。

・申請/届出サービスの内容、料金等については、当事務所の WEB サイトも確認すること。

・その他、不明な点は当事務所の弁理士に問い合わせること。

以上